

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年9月8日

鹿児島県知事 塩田康一



小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第1種漁業	操業区域（操業区域（小型機船底びき網漁業）の操業区域をいう。以下同じ）の1	7月1日から5月31日まで	15トン未満	450kw（90馬力）以下	28隻	定めなし
手繰第1種漁業	操業区域の2	7月1日から5月31日まで	15トン未満	450kw（90馬力）以下	9隻	定めなし
手繰第2種漁業（自家用餌曳網漁業）	操業区域の3	1月1日から12月31日まで	15トン未満	定めなし	2隻	肝属郡肝付町の旧高山町の区域に住所又は事業場を有する者
手繰第2種漁業（貝曳網自家用餌曳網漁業）	操業区域の4	1月1日から12月31日まで	15トン未満	定めなし	43隻	定めなし
手繰第3種漁業	操業区域の5	1月1日から12月31日まで	15トン未満	定めなし	1隻	薩摩川内市の旧川内市の区域に住所又は事業場を有する者
手繰第3種漁業	操業区域の6	1月1日から12月31日まで	15トン未満	定めなし	3隻	南さつま市の旧加世田市・旧金峰町の区域に住所又は事業場を有する者
手繰第3種漁業	操業区域の7	1月1日から12月31日まで	15トン未満	定めなし	1隻	肝属郡肝付町の旧高山町の区域に住所又は事業場を有する者
ひいらぎ網漁業	操業区域の8	10月1日から8月31日まで	15トン未満	定めなし	1隻	鹿児島市の旧喜入町の区域に住所又は事業場を有する者
打瀬網漁業	操業区域の9	11月1日から3月15日まで	15トン未満	定めなし	2隻	定めなし

申請すべき期間 令和3年9月8日（水）から同年10月7日（木）まで

(別表) 操業区域 (小型機船底びき網漁業)

番号	操業区域
1	指宿市魚見岳の頂上と知林ヶ島南端及び南大隅町北峯頂上とを結ぶ線以北の鹿児島湾内
2	指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内
3	高山漁業協同組合共同漁業権区域内
4	南さつま市野間岬正西の線以北の鹿児島県海域。ただし、八代海は除く。
5	川内市漁業協同組合共同漁業権区域内
6	加世田漁業協同組合共同漁業権区域内
7	高山漁業協同組合共同漁業権区域内
8	鹿児島県漁業協同組合共同漁業権 (鹿共第37号) 区域内
9	八代海の鹿児島県海域